

議案第 79 号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加 及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を増加させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議決を求める。

平成 28 年 12 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

（提案理由）

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合を新たに加入させ、及び東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更するため、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により協議したいので、本案を提出する。

東京都市町村公平委員会共同設置規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和 42 年 4 月 1 日東京都知事届出）の一部を次のように改正する。

別表中「あきる野市」を「あきる野市 西東京市」に、「稲城・府中墓苑組合」を「稲城・府中墓苑組合 柳泉園組合 多摩六都科

学館組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。